

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」について、各大学等から日本学生支援機構への対象となる学生の2次推薦に係る配分額をご案内させていただきます。

事務連絡
令和2年7月3日

各国公立大学担当課
各公立短期大学担当課 御中
各国公立高等専門学校担当課

文部科学省高等教育局学生・留学生課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
2次推薦に係る配分額等について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、6月19日に1次推薦を締め切り、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）において順次送金の手続きを進めているところです。

本事業は、特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

こうした本事業の趣旨も踏まえ、2次推薦にあたり、各大学等に御留意いただきたい事項について、以下のとおりお知らせします。各大学等におかれては、推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

（1）2次推薦に係る配分額について

別紙①、別紙②をご参照ください。

なお、別紙②は別のメールにて送信します。

（2）2次募集・推薦における留意事項

2次推薦に当たっては、改めて募集（2次募集）を行っていただきますようお願いいたします。1次推薦において推薦できなかった学生等（保留としている学生等）のみを対象とせず、1次推薦の募集に申請が間に合わなかった学生等も本給付金の対象となる機会が得られるようご配慮ください。2次募集の期間等については、各大学等において設定

いただくとともに、学生等へ十分周知いただきますようお願いいたします。

1次推薦において、「対象外」とした学生等が再度申請することは差し支えありませんが、1次推薦で既に推薦済みの学生等が再度申請することは認められません。

また、各大学等の配分額を超える者については、1次推薦と同様に、明らかに対象外と判断される場合を除き、対象外とせず「保留」としていただきますようお願いいたします。

なお、1次推薦において給付額10万円で推薦された学生等が、その後、住民税非課税世帯の学生等であることが判明した場合（※）は、給付額を10万円で改めて推薦いただくとともに、これらは「追加支給対象者」として、別途「様式D」も併せて提出してください。

※住民税非課税世帯の学生等であることの方針等については、「学生支援緊急給付金給付事業」（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）事務処理要領Q&A https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007327_02.pdf を確認してください。

（3）締切について

2次推薦の推薦リストの機構への提出に係る締切は、下記のとおり設定致します。

○1次募集において要件を全て満たしていると判断したが推薦できなかった者
…7月17日（金）（1回目締切）

○その他、2次募集で申請があった者等…7月31日（金）（2回目締切）

1回目の締切においては、必ずすべての「1次募集において要件を全て満たしていると判断したが推薦できなかった者」の推薦をお願いします。但し、これ以外の者を合わせて推薦頂くことは差し支えありません。

また、各締切をまたず、なるべく早期に推薦いただきますようお願いいたします。この際、機構への推薦が複数回に渡っても問題ありません。

（4）追加配分について

追加配分（各学校への配分額の追加）につきましては、2次推薦の状況を踏まえて検討させていただきます。2次推薦において、各学校の配分額を超えるために推薦リストに掲載できなかった学生等がいる学校におかれては、下記の調査にご協力をお願いいたします。（配分額の範囲内ですべての学生等の推薦ができた学校については、本調査に対応頂く必要はありません。）

なお、追加配分を仮に実施することとなった場合でも、新規で募集することは想定しておりませんので、対象となり得る学生等については必ず2次募集に申請するよう案内をお願いします。

<学生支援緊急給付金給付事業に係る申請状況調査（2回目）>

【回答期限】令和2年7月31日（金）12時

【調査項目】

- 学校名（学校法人名ではなく、学校名を記載すること）
- 学校区分（大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関、その他の別）
- 国立、公立、私立の別

- 機構の給付・貸与の奨学金で利用している「学校番号」
 - 1回目の配分額
 - 2回目の配分額
 - 1次推薦額
 - 7月31日までに推薦する2次推薦額
 - 1) 学校において①～⑥（留学生は⑥の代わりに⑦）の要件をすべて満たしていると判断したが、推薦リストに掲載できなかった学生等の人数
 - ※①～⑥の要件とは、学生・生徒用申請の手引きP. 5の1. に掲げた要件
 - 2) 学校において、①～⑥の要件を考慮した上で、大学等が必要性を認める者と判断したが、推薦リストに掲載できなかった学生等の人数
 - 3) 学校において要件を満たしていないと判断した学生等の人数
 - ※上記1)～3)は重複しない。
 - ※上記1)～3)はいずれも2次推薦のみにおいて該当する人数。
 - 審査方法
- 【回答方法】以下のURLから回答すること。
- ※URL省略

(5) スマートフォンを活用したオンライン申請について

今回の事業の実施にあたっては、学生等の利便性、事務の効率化・簡素化の観点から、スマートフォンを活用した申請システムを導入し、一部の大学等でご活用いただいております。詳細は、当該オンライン申請につきましては、5月22日付事務連絡でお知らせしております。

各学校に対して発行されたQRコードについて、他の学校の学生等が使用した場合、適切な手続きができませんので、各学校におかれましては、QRコードを学内限定のウェブサイトで公開する等、その取扱いにご注意願います。また、学生間で申請用フォームURLを共有・使い回した場合も適切な手続きができませんので、学生等への注意喚起も併せてお願いします。なお、申請システムは1次募集時と同様のため、既に発行済みのログイン情報で活用いただけます。

(6) Q&Aの更新について

2次推薦の開始にあたり、文部科学省ウェブサイトの「学校関係者の皆様向けページ」の事務処理要領Q&Aを更新しておりますので、御確認ください。

事務処理要領Q&A

https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007327_02.pdf

(参考)「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

<大学、短期大学、高等専門学校>

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メール の 件名 に 【 学校名 】 記載 ください。

『学生支援緊急給付金』受給対象者の推薦について

各大学等においては、事務処理要領等を確認の上、1次推薦において全ての要件を満たすと判断したが推薦できなかった者においては7月17日(金)、その他2次募集申請者等は7月31日(金)までに、対象となる学生等の審査、推薦リストの作成をお願いします。その際、以下(1)及び(2)について必ずご確認の上、機構へ提出いただきますようお願いいたします。

(1) 各大学等が支給対象者として推薦することのできる配分額について

対象となる学生等の推薦リストを機構へ提出いただくにあたって、大学等ごとの配分額は以下の通りです。1次配分額の残額と2次配分額の合計額が2次推薦の上限額です。1次配分額の残額が不明な場合は、お問い合わせください。

各大学等において、配分額の範囲内で推薦リストを作成し機構へ提出してください。なお、7月31日(金)までの間機構は随時、推薦リストを受け付けていますが、随時推薦を行う場合でも、最終的に上記の配分額(1次配分額の残額と2次配分額の合計額)を超えて推薦することがないようにご注意ください。

※ 上限額内において、非課税世帯の学生及びそれ以外の学生をそれぞれ何人ずつ推薦リストに掲載するかは各大学等において判断すること。

(2) 機構への推薦リスト提出の方法について

推薦リストの提出方法については、1次推薦の際と同じです。下記URLをご参照ください。

学校担当者用ホームページ

※URL省略

- ・ 当該ホームページの閲覧には、以下のID及びパスワードが必要です。

ID:省略 パスワード:省略

※ 機構の貸与・給付奨学金を取り扱っていない大学等においては、添付の様式B「推薦リスト」を送付してください。(送付先等は様式をご確認ください。)

なお、機構からの給付に先立ち、大学等が立て替えて支払った場合は、様式A「銀行振込依頼書」も併せて送付してください。

※ 1次推薦で多く見受けられた不備等についても、上記ホームページに掲載していますのでご確認いただき、給付金の速やかな振込みにご協力ください。

(3) 追加推薦者の連絡について

1次推薦時に給付額10万円で推薦した者について、非課税世帯の学生であることが判明した場合は、以下のとおり対応してください。

- ① 推薦データの送信により推薦される学校（機構の貸与・給付奨学金を取り扱っている大学等）

2次推薦で初めて推薦される者と同様、給付額10万円として改めて推薦データを作成し、推薦してください。

同時に、「追加支給対象者報告書」（様式D）を作成し、様式に記載の住所へ送付してください。

※ 推薦データ、様式Dがともに機構に到着しない間は、該当者に支給は行いません。

※ 給付額20万円としないよう留意してください。

- ② 「推薦リスト（様式B）」の提出により推薦される学校（機構の貸与・給付奨学金を取り扱っていない学校等）

2次推薦で初めて推薦される者と同様、給付額10万円として改めて「推薦リスト（様式B）」を作成するとともに、「追加支給対象者報告書」（様式D）を作成し、様式に記載の住所へ送付してください。

※ 様式Bと様式Dは同封してください。

※ 給付額20万円としないよう留意してください。